

人事労務ニュース

平成21年7月号

企業の新型インフルエンザ対策

企業が被る経済的損失の大きさ

『新型インフルによる休園・休校に伴い、0歳～小学生の児童を持つ親が欠勤する「職場コスト」試算』調査
[株東レ経営研究所 2009.6.12発表]

東レ経営研究所の上記調査レポートによると、新型インフルエンザの感染拡大を防ぐための幼稚園の休園・小学校の休校に伴い、親が職場を欠勤した場合の企業が被る経済損失の試算は、次のとおりとなります。

兵庫県 126億円
大阪府 82億円
首都圏での同様の事態発生 570億円
全国規模の同様の事態発生 2,000億円以上

仮に、強毒性の新型インフルエンザが流行した場合の損失額は、10～100倍以上になると推計！！

現在の新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染力は強いですが、多くの感染者は軽症のまま回復傾向にあるため、現在では保健所の対応も季節性インフルエンザとほぼ同様の取り扱いとなってきました。しかし、秋冬に向けて大規模な患者の増加がいつおきてもおかしくない状況であることや、上記調査による企業における経済損失の大きさを鑑みても、秋冬に向けて早急に職場の新型インフルエンザ対策が必要といえます。



感染症予防法と就業制限

区 分	就業制限の有無 (保健所が判断)	休業手当の支払有無
新型インフルエンザ罹患者	就業制限あり 一定業務で一定期間の就業禁止 【感染症予防法第18条】	休業手当を支払う必要なし
濃厚接触者 (保健所が濃厚接触者を特定)	自宅待機、外出自粛を要請 【感染症予防法第44条の3】	原則 休業手当を支払う ただし、毒性の強弱、外出自粛規模の範囲、保健所の要請度合いの強弱などに応じて判断されます。強毒性で広範囲に渡る自粛の場合は、休業手当の支払いは免れると考えられます。

企業の新型インフルエンザ感染防止策

今後、強毒性新型インフルエンザ発生に備えて、企業が取り組むべき主な事項は次のとおりとなります。

職場内での感染防止策

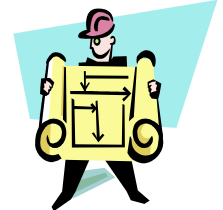
マスクの着用、咳エチケット、手洗い励行、職場の清掃・消毒（手指消毒の設置）の措置を講ずる社員や訪問者が職場に入る前の問診や検温を実施する（発熱者の出勤、入場を制限）

職場、訪問者の訪問スペースの入り口、立ち入り場所、訪問人数を制限する

感染者追跡・感染防止策のため、訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう

職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用により接触距離を保つ

フレックスタイム制の導入などにより職場内に同時にいる社員を減らす



欠勤者に対応する代替要員の確保

複数班による交替勤務制（スプリットチーム制）

経営トップの交替勤務

家族の状況による欠勤可能性増大の検討

社員の感染リスクの低減策

業務の絞り込み ・ 不要不急の業務の一時停止

・ 感染リスクが高い業務の一時停止



在宅勤務の実施

ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、マイカー・自転車・徒歩通勤の推進出張、会議の中止（対面会議を避け、電話、ビデオ会議を利用）

新型インフルエンザ対策を講じないとどうなるか？

安易に業務を継続した場合

社員の感染拡大、取引先、顧客への感染原因が貴社とされた場合には、業務上過失致死傷罪、善管注意義務違反を問われることがある

安易に業務を中断した場合

会社の信用問題が問われ、取引先から債務不履行責任の追及、社員から休業手当の請求がなされることがある

新型インフルエンザの教育・啓発

「症状がある場合は家で自宅療養する」

季節性インフルエンザについても感染した可能性がある場合、積極的に休んで医療機関の診察を受けることを職場で励行してください。

新型インフルエンザの感染者が、症状があるにも関わらず無理に出勤した場合、出勤途中や職場において感染を広げるリスクがあります。これは、通常の風邪や季節性インフルエンザも同様のことといえますので、「**症状がある場合は、家で自宅療養する**」という基本ルールを職場全体に浸透させ、感染を防ぐ必要があります。

デライトコンサルティング(株)
デライト社会保険労務士事務所

〒461-0001 名古屋市中区泉2-26-4高岳パレットビル
TEL 052-937-5615 FAX 052-937-5620
URL : <http://www.delight-c.com/>
E-mail : info@delight-c.com

デライトコンサルティングは、
「個人と組織の成長を図り、社会に貢献する」を経営理念として、
- Customer Delight（お客様の感動） -
を協創する人事コンサルティング会社です。

発行 : デライト社会保険労務士事務所（無断転載を禁ず）